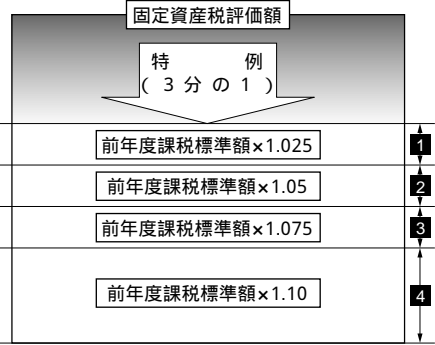


一般市街化農地(市街化区域内の田・畑)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額} \times \frac{1}{3}}$$

- 1** 負担水準が90%以上の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.025
- 2** 負担水準が80%以上90%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.05
- 3** 負担水準が70%以上80%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.075
- 4** 負担水準が70%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 × 1.10

100%	(33.3%)
90%	(30.0%)
80%	(26.7%)
70%	(23.3%)
0%	(0%)



商業地等(非住宅の宅地、雑種地など)

- 1** 負担水準が70%を超える場合
平成18年度課税標準額 = 平成18年度固定資産税評価額 × 70%

例1 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 7,350,000円
 平成17年度税額102,900円
 負担水準 = 0.735(73.5%)
 平成18年度課税標準額
 = 10,000,000円 × 70% = 7,000,000円
 平成18年度税額98,000円
 (引下げ調整をして均衡を図ります)

- 2** 負担水準が60%以上70%以下の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額(据え置き)

例2 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 6,500,000円
 平成17年度税額91,000円
 負担水準 = 0.65(65%)
 平成18年度課税標準額
 = 平成17年度課税標準額 = 6,500,000円(据え置き)
 平成18年度税額91,000円

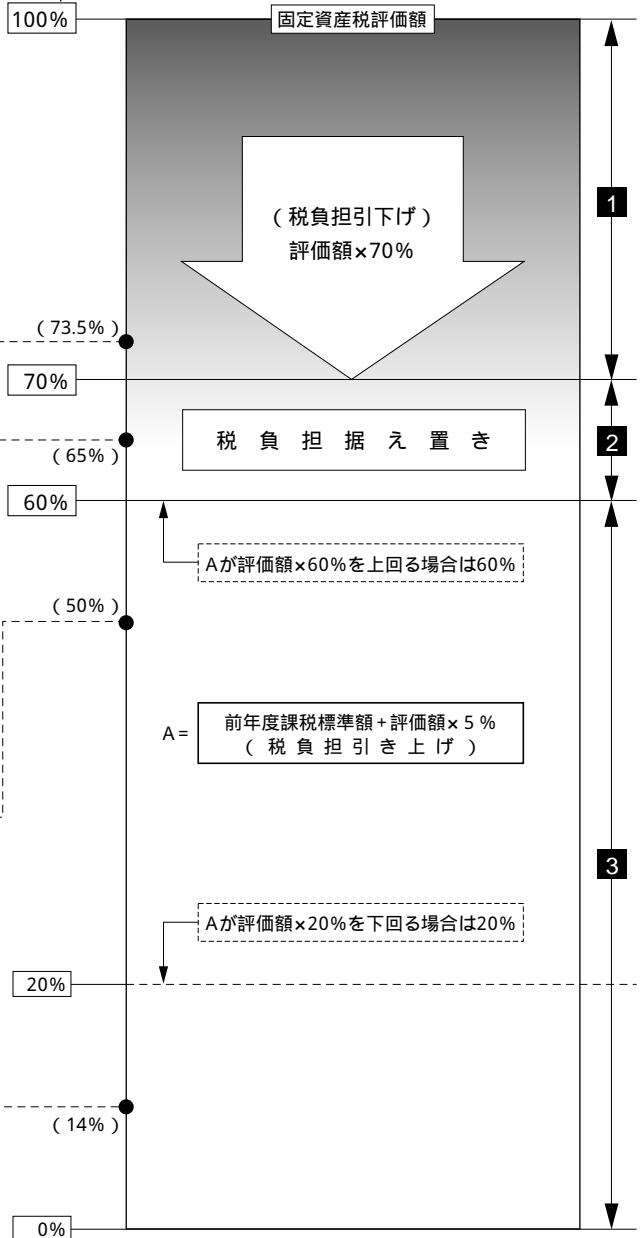
- 3** 負担水準が60%未満の場合
平成18年度課税標準額 = 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × 5%

[上限] 平成18年度固定資産税評価額 × 60%
 [下限] 平成18年度固定資産税評価額 × 20%

例3 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 5,000,000円
 平成17年度税額70,000円
 負担水準 = 0.5(50%)
 平成18年度課税標準額
 = 5,000,000円 + 10,000,000円 × 5%
 = 5,500,000円 平成18年度税額77,000円
 (引上げ調整をして均衡を図ります)
 地価は下落しましたが、課税標準額は上昇します

例4 市街化区域宅地(店舗)の場合
 平成17年度固定資産税評価額 10,500,000円
 平成18年度固定資産税評価額 10,000,000円
 平成17年度課税標準額 1,400,000円
 平成17年度税額19,600円
 負担水準 = 0.14(14%)
 平成17年度課税標準額 + 平成18年度固定資産税評価額 × 5%
 (1,900,000円)が、
 下限の平成18年度固定資産税評価額 × 20%
 (2,000,000円)を下回っているため、
 平成18年度課税標準額 = 2,000,000円
 平成18年度税額28,000円

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度(前年度)課税標準額}}{\text{平成18年度(当該年度)固定資産税評価額}}$$



$$\boxed{\text{固定資産税額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}}$$